

その他の福祉・医療費助成・年金

1. その他の福祉

- 1 災害援護 (95 P)
- 2 社会福祉審議会 (95 P)
- 3 社会福祉法人・施設等指導監督 (95 P)
- 4 介護職員初任者研修等受講費助成金交付 (96 P)
- 5 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 (96 P)
- 6 合同慰霊祭の開催 (97 P)
- 7 原子爆弾被爆者の援護 (97 P)
- 8 福祉基金 (97 P)
- 9 広域行政 (98 P)
- 10 民生委員・児童委員の活動 (98 P)
- 11 社会福祉事業団の活動 (101 P)
- 12 社会福祉協議会の活動 (103 P)
- 13 その他の民間福祉活動 (110 P)

2. 医療費助成

- 1 医療費助成制度のうごき (110 P)
- 2 福祉医療費助成制度 (112 P)

3. 年金

- 1 国民年金 (114 P)
- 2 特別障害給付金 (115 P)
- 3 外国人等障害者特別給付金 (116 P)
- 4 外国人等高齢者特別給付金 (116 P)

1 その他の福祉

1. 災害援護

(1) 阪神・淡路大震災における災害援護資金貸付金（福祉総務課 35-3328）

阪神・淡路大震災で住居や家財に一定以上の被害を受けた世帯などに、当面の生活立て直しのための資金として貸付を行いました。（平成6・7年度のみ貸付実施）

（関係法令 災害弔慰金の支給等に関する法律、西宮市災害弔慰金の支給等に関する条例）

＜令和3年3月31日現在 貸付金償還状況＞ (円)

貸付年度		H6年度	H7年度	合計
貸付金額		5,130,000,000	15,225,060,000	20,355,060,000
償還金額	H7年度～R1年度	4,118,102,938	12,871,486,171	16,989,589,109
	R2年度	1,739,799	9,760,846	11,500,645
	累計	4,119,842,737	12,881,247,017	17,001,089,754
償還免除		937,206,530	2,157,786,812	3,094,993,342
償還済・償還免除累計		5,057,049,267	15,039,033,829	20,096,083,096
貸付残金額		72,950,733	186,026,171	258,976,904

(2) 証明書の発行（福祉総務課 35-3328）

地域防災計画に基づき、被害の状況等の証明書（被災者証明書・被災証明書）の発行を平成7年2月13日から行い、平成8年3月29日で発行停止を公表していましたが、震災関連施策の創設充実に伴う発行依頼があり、一定の条件の下、発行を継続しています。（関係法令 西宮市地域防災計画）

＜証明書発行状況＞ (件)

区分	年度	H6～30年度	R1年度	R2年度	累計
被災者証明書		190,365	5	6	190,376
被災証明書		26,885	2	0	26,887
合計		217,250	7	6	217,263

2. 社会福祉審議会（地域共生推進課 35-3286）

社会福祉に関する事項を調査審議するため、本市の附属機関として西宮市社会福祉審議会を設置しています。審議会には、4つの専門分科会（民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会）を設置し、専門的な事項を調査・審議します。

また、身体障害者福祉専門分科会には、審査部会（身体障害者審査部会）を設置しています。

（関係法令 社会福祉法第7条ほか）

＜各専門分科会の審議事項＞

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関すること
- (2) 身体障害者福祉専門分科会 身体障害者の福祉に関すること
- (3) 児童福祉専門分科会 児童の福祉に関すること
- (4) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関すること

3. 社会福祉法人・施設等指導監督（法人指導課 35-3045）

社会福祉法人の認可、社会福祉法人・施設、介護保険・障害福祉サービス事業者等に対する指導監査等を行います。

（関係法令 社会福祉法、老人福祉法、介護保険法、児童福祉法、障害者総合支援法、生活保護法等）

<西宮市長が所轄庁となる社会福祉法人>

(令和3年6月1日現在)

1	いちにわたけのこ会	18	つくしの朋
2	一羊会	19	東宏会
3	甲山福祉センター	20	渡洋会
4	関西盲人ホーム	21	名塩保育園
5	杏林会	22	西宮市社会福祉協議会
6	桂樹会	23	西宮市社会福祉事業団
7	兼誠福祉会	24	發榮福祉会
8	高明会	25	パドマ園
9	幸和園	26	阪急福祉会
10	自然の園	27	ほっとスマイル
11	慈仁会	28	マーヤ園
12	新生会	29	真心幸泉会
13	すばる福祉会	30	真砂
14	清松学園	31	百合の会
15	聖和福祉会	32	緑峯会
16	善照学園	33	linkworks wellness
17	長陽会		

4. 介護職員初任者研修等受講費助成金交付 (福祉のまちづくり課 35-3135)

介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する職員の確保を図り、質の高いサービスの安定供給を目的に介護職員初任者研修、実務者研修等を修了した人に研修受講費の一部を助成しています。

(関係法令 西宮市介護職員初任者研修等受講費助成金交付要綱 平成31年4月1日実施 令和3年4月1日改正)

<交付状況>

(件)

年度	交付件数
R1	36
R2	69

5. 戦傷病者、戦没者遺族等への援護 (地域共生推進課 35-3032)

(関係法令 戦傷病者戦没者遺族等援護法 恩給法 特別弔慰金支給法 特別給付金支給法ほか)

(1) 戦没者の遺族に関する援護

戦争により死亡した旧軍人、軍属の遺族に対しては、公務扶助料又は遺族年金等が支給されるほか、戦没者の妻および子も孫もない父母に対しては特別給付金が支給されます。

なお、公務扶助料等の受給者がいない遺族に対しては特別弔慰金が支給されます。

(2) 戦傷病者に関する援護

公務上の傷病を負われた旧軍人、軍属に対して、傷病恩給又は障害年金等が支給され、その妻に対して特別給付金が支給されます。また、戦傷病者手帳が交付され療養の給付等の措置があります。

(3) 普通扶助料 (総務省恩給相談室 03-5273-1400)

旧軍人で普通恩給受給者が死亡されたときは、遺族に普通扶助料が支給されます。

6. 合同慰霊祭の開催（地域共生推進課 35-3032）

戦没者、戦災死没者、海外物故者及び原爆死没者の合同慰霊祭を毎年開催しています。

令和2年度は中止

（参考）令和元年度総柱数：1,313 柱 開催日：11 月 22 日

7. 原子爆弾被爆者の援護（兵庫県原子爆弾被爆者相談室 078-361-8604）

被爆者健康手帳の交付を受けている方に対して、原爆疾病をはじめその他の疾病に対する医療の給付が行われ、健康管理対策として毎年定期的に健康診断が受けられるほか、状況により次のような手当が支給されます。

（関係法令 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律）

<手当の種類>

- ・医療特別手当 ・健康管理手当 ・介護手当 ・原子爆弾小頭症手当
- ・特別手当 ・保健手当 ・家族介護手当 ・葬祭料

8. 福祉基金（福祉総務課 35-3482）

(1) 西宮市「青い鳥」福祉基金

市民から社会福祉のために寄せられた寄附金を「青い鳥」福祉基金として積み立てています。心身障害者扶養共済制度に伴う年金付加金に要する経費など、市民福祉充実のため有効に活用します。

これは昭和43年4月に発足した西宮市重度心身障害者福祉「青い鳥」基金の制度を、昭和52年3月31日から拡充したものです。

ア 基金現在高 (円)

R1 年度 (末)	R2 年度積立金			R2 年度 取り崩し金	R2 年度末
	寄附金	利子収益金	計		
54,165,884	19,650,555	5,410	19,655,965	15,282,736	58,539,113

イ 基金の預金状況

合同運用 58,539,113 円

ウ 令和3年度取り崩し予定額 17,229 千円

(2) 西宮市長寿ふれあい基金

高齢者等の社会参加を支援し、健康の保持等を増進することにより、市民福祉の向上を図るため、平成3年4月に西宮市長寿ふれあい基金を設置しました。

ア 基金現在高 (円)

R1 年度 (末)	R2 年度積立金			R2 年度 取り崩し金	R2 年度末
	寄附金	利子収益金	計		
37,362,843	1,660,000	3,584	1,663,584	29,389,000	9,637,427

イ 基金の預金状況

合同運用 9,637,427 円

ウ 令和3年度取り崩し予定額 2,000 千円

(3) 藤田奨学福祉基金

篤志家（故藤田亀太郎氏）から寄附を受けた山林の売却金を、寄附の趣旨に添って、昭和43年10月に藤田奨学福祉基金として積立てたもので（基金額1億円）、経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金事業、社会福祉増進のための福祉事業を、基金運用利子等を活用して実施することを目的としています。

ア 基金現在高 (円)

R1年度末	R2年度積立金	R2年度 取り崩し金	R2年度末
119,100,255	1,993,193	0	121,093,448

イ 預金状況

合同運用 121,093,448円

ウ 令和3年度事業予算

奨学資金貸付 1,608,000円

9. 広域行政

(1) 社会福祉法人 阪神福祉事業団

この社会福祉法人は尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、芦屋市、川西市、猪名川町（6市1町）が一体となって地区住民の福祉増進を図るため設置したもので、主な事業として第1種社会福祉事業（障害児入所施設併設障害者支援施設ななくさ学園、救護施設ななくさ厚生院、特別養護老人ホームななくさ白寿荘、障害者支援施設ななくさ育成園、ななくさ清光園及びななくさ新生園）を設置経営しています。

<施設別定員>

(令和3年4月1日現在)

ななくさ 学園	ななくさ 厚生院	ななくさ 育成園	ななくさ白寿荘		ななくさ 新生園	ななくさ 清光園
			つどい (一般介護棟)	いぶき (認知症専用棟)		
50人 (11人)	100人 (26人)	125人 (35人)	60人	105人	50人 (12人)	60人 (14人)
			(46人) ※棟別の定員はありません			

()は西宮市の定員

(2) はんしん自立の家（障害者自立支援施設）

「はんしん自立の家」は、重度障害のため常時介護を必要とする人達の入所施設です。阪神広域行政都市協議会が、無償で土地提供を行い、社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会が建設・運営をしています。

ア 所在地 宝塚市美幸町11-16

イ 定員 50人

ウ 開所 昭和60年7月1日

エ 併設事業 短期入所事業（定員4人）

10. 民生委員・児童委員の活動（地域共生推進課 35-3021）

民生委員は、民生委員法にもとづき地域から選ばれた民間の奉仕者であり、地域福祉の向上や地域のネットワークづくりに積極的に活動されています。

なお、民生委員は児童福祉法第16条により、児童委員も兼ねており、区域担当民生委員・児童委員として622名、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員として39名、合計661名が各地域で活動されています。

<活動内容>

(1) 住民から次のような相談を受けます。

- ・生活のこと
- ・子どものこと
- ・障害のある人のこと
- ・高齢の人のこと
- ・単親家庭のこと
- ・その他家庭内のこと全般

なお、必要があれば、担当課、福祉事務所、西宮こども家庭センター等と連絡をとって適切な対応をします。

(2) 次のような資金について貸付の斡旋をします。

- ・生活福祉資金

(3) 次のような場合、状況確認を行います。

生活上の問題に関して本人から依頼があり、原則として、官公庁、学校、会社等他の機関が証明書を発行しない事項で民生委員が調査できる場合

(4) その他、福祉のまちづくり、地域の各種団体やコミュニティ活動への協力、社会福祉協議会活動の協力。

<活動状況> (令和2年度)

- ・活動日数 78,402 日
- ・訪問回数 129,228 回
- ・連絡調整回数 47,324 回
- ・相談・支援件数 10,311 件
- ・その他の活動件数 117,324 件

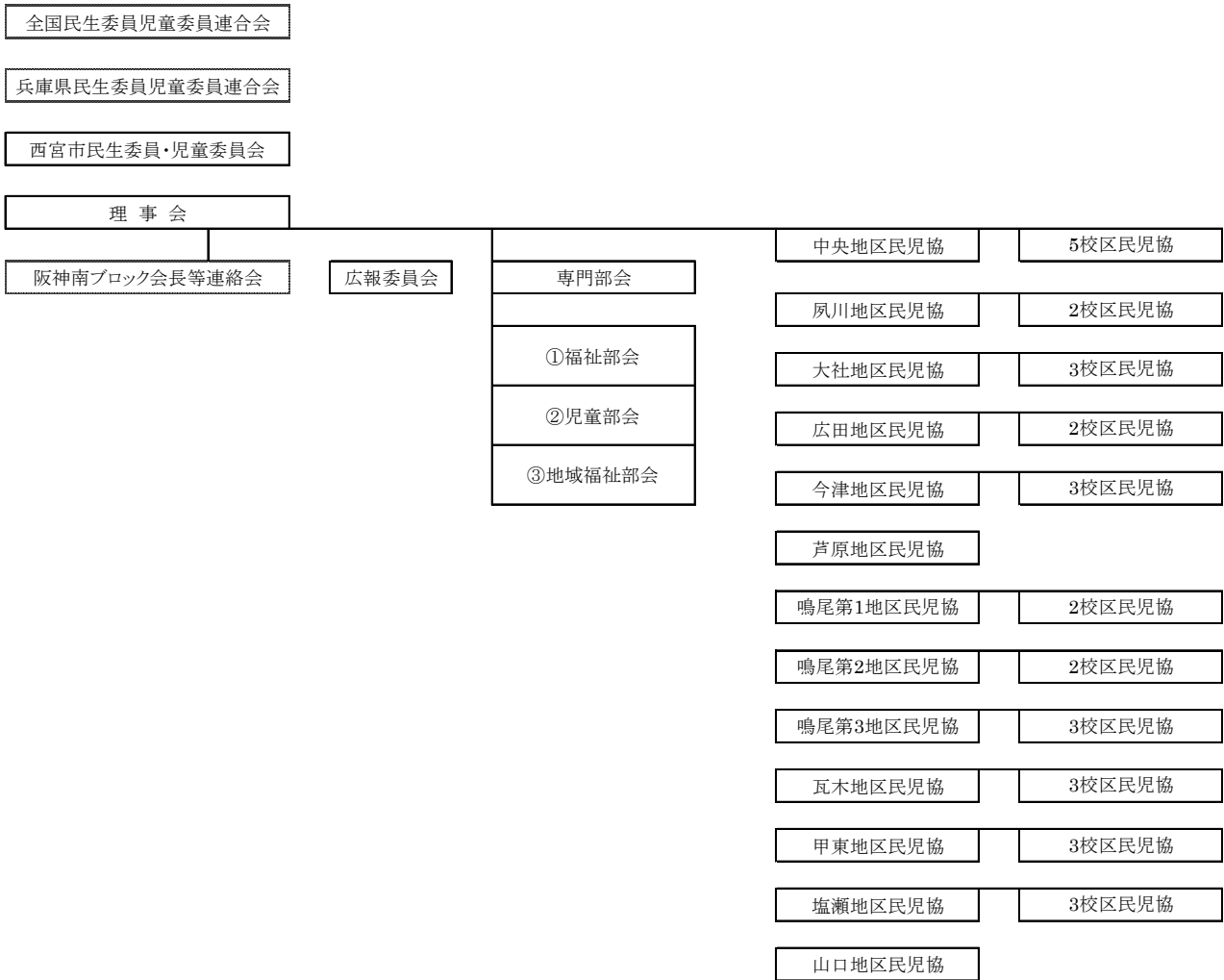
内容別相談・支援件数		分野別相談・支援件数		その他の活動・支援件数	
在宅福祉	537	高齢者に関する こと	6,978	調査・実態把握	64,435
介護保険	471	障害者に関する こと	354	行事・事業・会議への 参加協力	21,610
健康・保険医療	479	子どもに関する こと	1,284	地域福祉活動・自主活 動	11,134
子育て・母子保健	330	その他	1,695	民児協運営・研修	19,293
子どもの地域生活	631	計	10,311	証明事務	661
子どもの教育・学活	191			要保護児童の発見の 通告・仲介	191
生活費	97			計	117,324
年金・保険	30				
仕事	17	訪問回数		連絡調整回数	
家族関係	306	訪問・連絡活動	23,552	委員相互	32,631
住居	147	その他	105,676	その他の関係機関	14,693
生活環境	567	計	129,228	計	47,324
日常的な支援	3,399				
その他	3,109				
計	10,311				

<民生委員・児童委員数>

(令和3年4月1日現在)

区分	計	中央	夙川	大社	広田	今津	芦原	鳴尾第1	鳴尾第2	鳴尾第3	瓦木	甲東	塩瀬	山口
定数	730	100	46	56	38	70	25	48	43	58	85	86	46	29
現員	661	80	44	52	38	68	24	43	38	42	75	82	46	29
男	111	18	6	9	6	7	5	4	1	3	11	15	16	10
女	550	62	38	43	32	61	19	39	37	39	64	67	30	19

西宮市民生委員・児童委員会の機構



民児協:民生委員・児童委員協議会

1 1. 社会福祉事業団の活動（上甲子園5丁目7-21 34-2611）

西宮市社会福祉事業団は、西宮市における福祉施策の体系を整備し、福祉活動を組織的に展開していく必要から、昭和63年4月に設立された公立民営の社会福祉法人です。

事業内容については、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等保健・福祉サービスを提供する施設の管理運営と在宅福祉サービスを幅広く展開しています。

介護保険の事業としては、訪問看護、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、介護老人保健施設、短期入所療養介護、通所リハビリテーション（デイケア）、居宅介護支援（ケアプラン作成等）、地域包括支援センター（高齢者あんしん窓口）、認知症初期集中支援事業、福祉用具貸与・販売のサービスを総合的に提供しています。

障害福祉サービスとして、名神あけぼの園（就労移行支援・就労継続支援B型）、いずみ園（生活介護）、ねいろ（短期入所）の施設サービス、ホームヘルパー派遣センターで居宅サービス及びねいろ相談支援事業所で相談支援サービスを提供し、障害のある方々の自立支援に努めています。

児童福祉のサービスとしては、3ヶ所の児童館・児童センターにおいて、地域の子どもの健全な遊び場を提供すると共に関係機関との連携により地域子育て支援拠点事業を実施するなど、子育て支援のネットワーク拠点としての機能強化に努めています。

<事業内容>（令和3年7月1日現在）

主として西宮市から管理者の指定を受けて管理する施設（指定管理者制度による管理〈下記※印〉）と事業団が設置経営する独自事業を実施しています。

(1) 第2種社会福祉事業

ア 児童厚生施設

段上児童館 西宮市立塩瀬児童センター（※） 西宮市立山口児童センター（※）

イ 老人デイサービスセンター

甲子園口デイサービスセンター 小松デイサービスセンター 甲東デイサービスセンター
浜脇デイサービスセンター

ウ ホームヘルプ事業

西宮市ホームヘルパー派遣センター 西宮市甲子園ホームヘルパー派遣センター
西宮市小松ホームヘルパー派遣センター

エ 障害福祉サービス事業

いずみ園（生活介護） ねいろ(短期入所)
名神あけぼの園（就労移行支援・就労継続支援B型）
ねいろ相談支援事業所（特定相談支援事業）

(2) 公益事業

ア 地域包括支援センター（受託事業）

上甲子園地域包括支援センター 安井地域包括支援センター 小松地域包括支援センター
甲東地域包括支援センター 浜脇地域包括支援センター 瓦木地域包括支援センター

イ 認知症初期集中支援事業（受託事業）

認知症初期集中支援チーム小松 認知症初期集中支援チーム安井

ウ 居宅介護支援事業

中央居宅介護支援事業所 甲子園居宅介護支援事業所 安井居宅介護支援事業所
小松居宅介護支援事業所 甲東居宅介護支援事業所 浜脇居宅介護支援事業所

エ 介護老人保健施設（※）

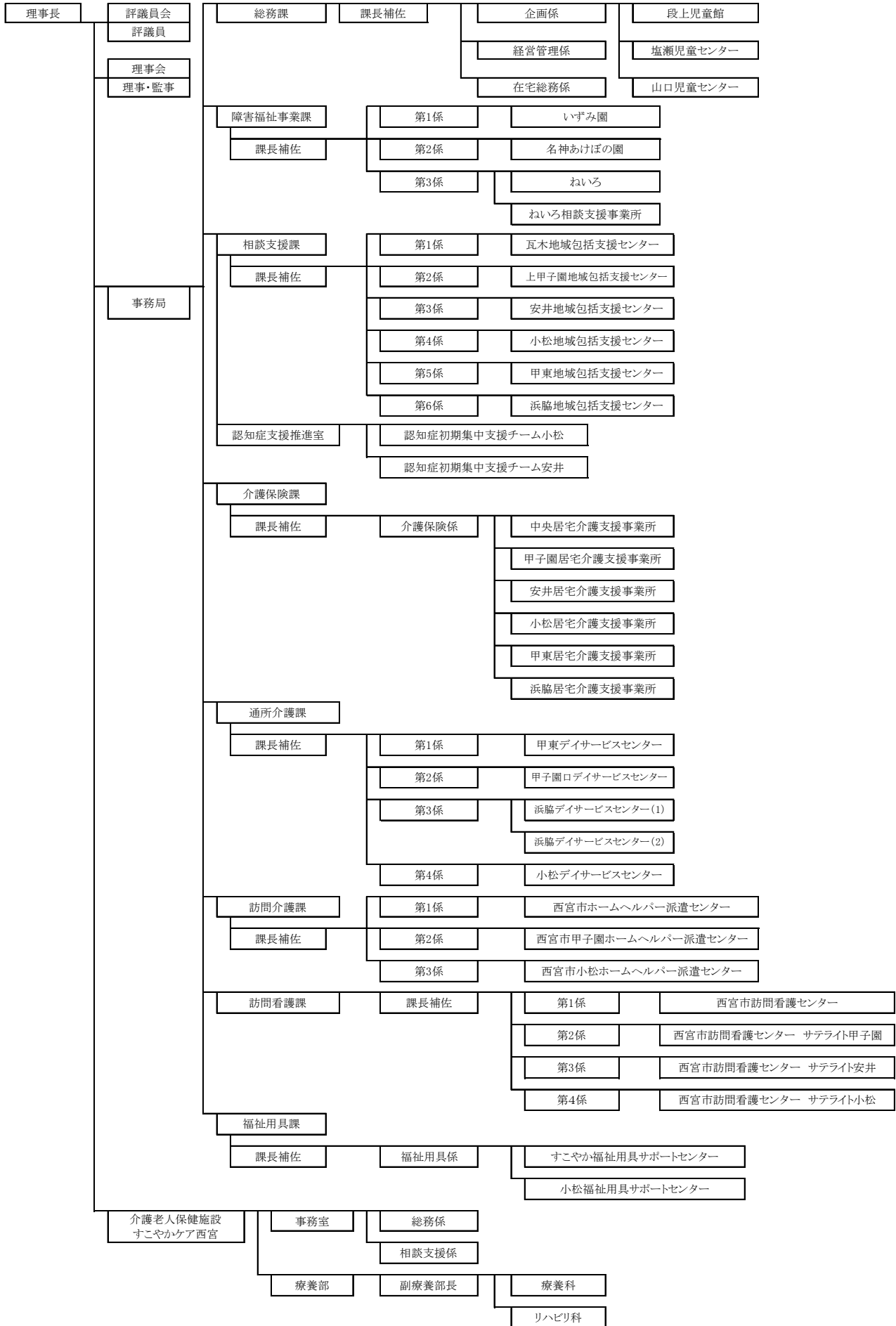
西宮市立介護老人保健施設すこやかケア西宮

オ 訪問看護事業

西宮市訪問看護センター 西宮市訪問看護センター サテライト甲子園
西宮市訪問看護センター サテライト安井 西宮市訪問看護センター サテライト小松

カ 福祉用具貸与事業・特定福祉用具販売事業

すこやか福祉用具サポートセンター 小松福祉用具サポートセンター

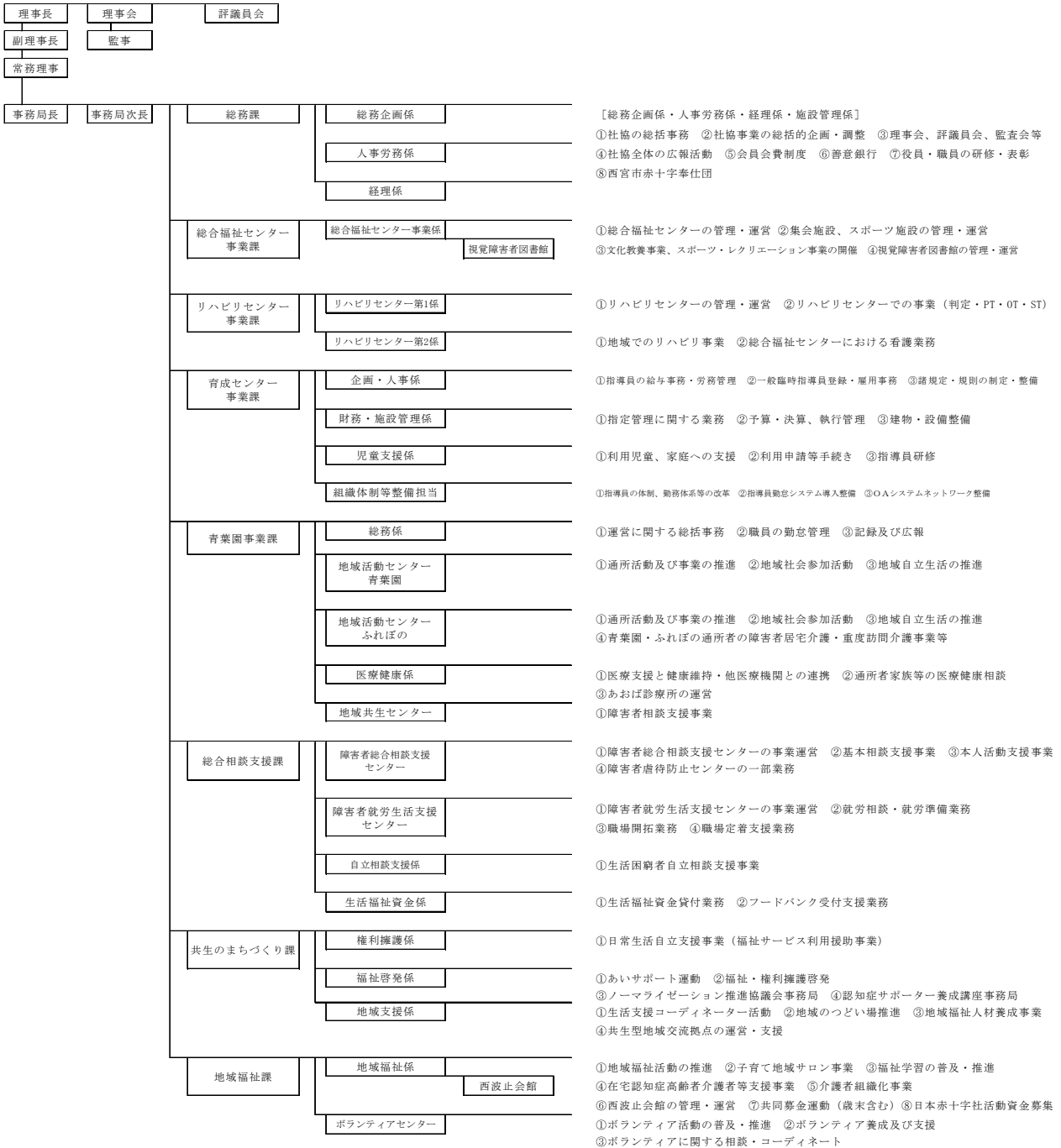


1.2. 社会福祉協議会の活動（染殿町8番17号 西宮市総合福祉センター内 34-3363）

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会（略称・社協）は、地域に住む人びとすべてが、安心して暮らし続けられるような地域社会を目標に、その地域に住むすべての人びとが参加し、ともに話し合い、力を出し合って、豊かな福祉社会の実現に向かって活動を続けています。社協は、住民が主体となり、公私関係諸機関の協力を得て、地域福祉・在宅福祉を推進する民間の自主的組織です。

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会 機構図

（令和3年4月1日現在）



地区社会福祉協議会組織図

(令和3年4月1日現在)

西宮市社会福祉協議会	浜脇地区社協 香櫨園地区社協 安井地区社協 用海地区社協 今津地区社協 春風地区社協 津門地区社協 芦原地区社協 広田地区社協 平木地区社協 大社地区社協 神原地区社協 甲陽園地区社協 夙川地区社協 北夙川・苦楽園地区社協 鳴尾西地区社協 鳴尾北地区社協 小松地区社協 鳴尾東地区社協 高須地区社協 甲子園浜地区社協 南甲子園地区社協 上甲子園地区社協 瓦木地区社協 高木地区社協 甲東地区社協 段上地区社協 段上西地区社協 樋ノ口地区社協 上ヶ原地区社協 生瀬地区社協 名塩地区社協 東山台地区社協 山口地区社協 北六甲台地区社協
------------	--

※地区社協は、地区社会福祉協議会の略称です。

主な活動

(1) 相談活動

年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、地域にお住いのすべての方を対象とした各種福祉相談窓口を開設しています。

(2) 広報・情報活動

広く住民に福祉の啓発を図るとともに、福祉情報を提供していきます。

(3) 小地域福祉活動

各地区では、身近な生活圏域において、地域で生じている生活上の福祉課題を明らかにするとともに、地域産業・住環境やコミュニティの状況及び福祉資源などの地域特性を踏まえながら住民の手による小地域福祉活動を展開しています。

また、市社協の「第8次地域福祉推進計画（計画期間：平成27年度～令和3年度）」や各地区社会福祉協議会で策定した地区福祉計画に基づき、活動の拡充を進めていきます。

＜地区社会福祉協議会における具体的活動＞

ア 広報・学習活動

「地区広報紙」の発行、「地域福祉講座」や「活動者研修会」等の開催

イ 住民・当事者のふれあい・交流活動

ふれあい昼食会・いきいきサロン・子育てサロン・介護者の集い及び障害者との交流活動、三世代交流事業等の実施

ウ 見守り・支援活動

ふれあい配食事業・緊急通報救助事業、あんしんキットの取り組み及び地区ボランティアセンター等による電話訪問やボランティア派遣による支援活動等の実施

市社協では、地区社会福祉協議会の活動を推進するため「職員の地区担当制」による人的支援や共同募金配分金、会員会費制度に基づく財源及び市補助金による活動経費の助成を行うとともに、情報提供・交換及び人材育成のための各種連絡会や研修会を開催しています。

(4) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターを設置し、次の活動を行っています。

＜場所・電話＞ 総合福祉センター本館2階 23-1142

＜利用時間＞ 9:00～17:30（月～金曜日）

＜登録数＞ 75グループ、個人ボランティア124名（令和3年3月31日現在）

＜事業内容＞

ア 各種ボランティア講座・講習会（福祉ボランティア入門講座・ボランティア教室・災害ボランティア養成講座等）を開講し、ボランティアの発掘と育成を図っています。

イ ボランティア活動に関する調査・研究を行うとともに、情報誌やパンフレットを発行し、ボランティア活動の啓発を図っています。

ウ ボランティア活動中の事故に備えて、ボランティア災害共済の加入を受け付けています。

エ ボランティア連絡会・グループとの連絡を密にするとともに、必要な助成等を行い、ボランティア活動を効果的に展開するよう努めています。

オ 関係機関との連携を図りながら、ボランティアと福祉ニーズを適切につなぐために、コーディネーターを配置するとともに、活動先の紹介、活動に関する相談、情報提供なども行っています。

カ 地区社会福祉協議会を主体として、地域住民の助け合い活動による地区ボランティアセンターの活動の拡充を推進しています。

<地区ボランティアセンター一覧表>

(令和3年4月1日現在)

	名称	開設・日時	住所	電話
1	浜脇地区VC	毎週 火曜・金曜 午前9時30分～正午	浜脇公民館 第3集会所 浜脇町5-14	26-3166
2	香櫨園地区VC	毎週 月曜 午前10時～午後4時	香櫨園市民センター1階 会議室 川西町4-5	35-0202
3	安井地区VC	毎週 金曜 午後1時～4時	安井市民館1階 和室 安井町2-4	22-5222
4	用海地区VC	毎週 月曜 午前9時～正午	用海公民館 第1集会所 石在町10-21	26-0803
5	今津地区VC	毎週 火曜 午前9時～正午	今津南会館3階 今津巽町7-10	32-1850
6	春風地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	春風公民館 第1集會室 甲子園春風町2-21	33-1753
7	つと地区VC	毎週 金曜 午前9時～正午	大箇市民館 C集會室 津門大箇町7-29	22-0123
8	芦原地区VC “ふるさと”	毎週 水曜 午前9時30分～午前11時30分	芦原デイサービスセンター内 芦原町1-20	63-3023
9	広田地区VC “ハートフル”	毎週火・木曜 午後1時～4時	能登町運動公園管理棟内 能登町14-26	74-3751
10	平木地区VC	第1・3・5火曜 午前9時～正午	安心コミュニティプラザ青木集会所2階 生活相談室 青木町7-13	72-2006
11	大社地区VC “こころ”	毎週 水曜 午前9時～正午	大社公民館 第1集會室 柳本町1-37	71-5130
12	神原地区VC	毎週 木曜 午前9時～正午	神原市民館 集會室B 神原6-11	71-7733
13	甲陽園地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	甲陽園市民館内 甲陽園本庄町1-75	70-0358
14	夙川地区VC	毎週 水曜 午前9時30分～正午	夙川公民館内 羽衣町1-39	36-6150
15	北夙川・苦楽園地区VC	毎週 水曜 第1金曜 午前9時～正午	北夙川小学校内 石剣町11-21	70-0210
16	鳴尾西地区VC “西こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	鳴尾小学校内 鳴尾町5丁目4-6	46-7170
17	鳴尾北地区VC “北こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	学文公民館内 学文殿町2丁目4-24	41-7006
18	小松地区VC “小松こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	小松デイサービスセンター内 小松東町1丁目3-10	40-6123
19	鳴尾東地区VC “ひがしこだま”	毎週火・金曜 午前9時30分～正午	鳴尾東公民館内 東鳴尾町1丁目9-1	49-3315
20	高須地区VC “高須こだま”	毎週火・金曜 午前9時30分～12時30分	高須コミュニティプラザ内 高須町1丁目1番12-105	43-0014
21	甲子園浜地区VC “浜こだま”	毎週火・金曜 午前9時～正午	甲子園浜小学校内 古川町1-65	47-7212
22	南甲子園地区VC “南甲こだま”	毎週 月曜 午前9時～正午	甲子園地区コミュニティセンター内 南甲子園1丁目10-18	41-0834
23	上甲子園地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	上甲子園公民館内 甲子園口3丁目9-3	67-2754
24	瓦木地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	北甲子園口市民館内 松並町5-12	65-0319
25	高木地区VC	毎週 木曜 午前9時～正午	高木センター内 伏原町1-58	66-3194
26	甲東VC	毎週火・金曜 午前10時～正午	アプリ甲東4階 甲東園3丁目2-29	52-5514
27	樋ノ口地区VC	毎週 火曜 午前9時30分～正午 毎週 金曜 午前9時30分～正午	北瓦木センター内 上之町24-40 ふれあい会館 樋ノ口1丁目4-19	080-6132-3730
28	上ヶ原地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	上ヶ原市民館内 上ヶ原三番町6-22	54-5100
29	生瀬地区VC “ゆずりは21”	毎週月・木曜 午前9時～正午	生瀬小育成センター1階 生瀬町2丁目26-24	0797-84-8430
30	名塩地区VC	毎週月・木曜 午前10時～午後1時	塩瀬センター内 名塩新町1番地	0797-61-2627
31	東山台地区VC	毎週 金曜 午前10時～午後1時	東山台コミュニティ会館(ナシオンホール) 東山台1丁目106-2	0797-63-2822
32	山口地区VC	毎週 水曜 午前9時～正午	山口センター内 山口町下山口4丁目1-8	078-903-6488
33	北六甲台地区VC	毎週 火・木曜 午前9時～正午	北六甲台安心プラザ内 北六甲台3丁目31-1	078-904-4576

(注) VC＝ボランティアセンターの略、市外局番表示のないものはいずれも (0798)

(5) 福祉学習

学校教職員、地域住民などを対象に福祉学習推進や様々な学びの機会を提供するため、小学校教員向け「福祉学習実践ガイドブック」の配布やボッチャ大会開催等誰もが参加しやすいプログラムを企画実施するとともに、障害のある人との居場所づくり、ふれあい交流事業など、当事者とともに過ごし理解を深めるプログラムを進めています。また、地域ごとに障害のある人やその方の家族と地域住民が知り合うきっかけとしての場づくりの支援推進をしています。

(6) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

市内で在宅生活されている認知症高齢者や、知的障害・精神障害のある方など、判断能力に不安のある方を対象にその方たちが安心して生活できるよう、契約に基づき下表のような支援を行っています。

福祉サービス利用援助	福祉サービスについての情報提供や利用手続き、苦情解決制度利用のお手伝いなど
日常的金銭管理	福祉サービス利用料や公的料金の支払い代行、生活費の払い戻しのお手伝いなど
通帳・印鑑・公的書類の預かり	日常的金銭管理を行うために必要な通帳と金融機関への届出印鑑、年金証書などのお預かり

(7) 社協会員会費制度

市社協では、多様な団体や個人が、主体的な参加により地域福祉推進のために連携・協働するとともに、会員会費により自主財源の確立を図ることを目的として会員会費制度の普及に努めています。納入していただいた会費は、地域福祉活動を推進するための事業や会員会費制度の普及並びに広報活動に活用しています。

<会費の区分及び会費額>

区分		会費額
地区社会福祉協議会		年額 10,000円
賛助会員	個人	年額1口 500円
	団体	年額1口 5,000円

※各地区社協が行う賛助会員に関する会費は、地区社協が実施する多様な小地域福祉活動に活用されます。

(8) 善意銀行

住民から善意の寄付（金銭、物品）を受け、それを必要とする人や団体に払出しています。

(9) 留守家庭児童育成センターの運営・管理

留守家庭児童育成センターは、就労等により昼間、家庭に保護者がいない児童（小学校1～3年生、一部の育成センターで4年生及び6年生までの障害児）を対象に、授業終了後及び夏休み等の長期休業期間中の健全な育成を図るために設置されている施設です。市が設置している41か所のうち24か所を指定管理者として運営・管理を行っています。

(10) 障害者（児）福祉事業

障害者（児）に対する各種福祉サービスを行い、その福祉向上に努めています。

ア 大変重い障害のある方の地域での自立と社会参加を目的とした地域活動拠点「青葉園」を運営しています。（56P参照）

イ 西宮市ノーマライゼーション推進協議会の活動を推進しています。（110P参照）

ウ 基幹相談支援センターとして、相談支援の拠点的作用を担い、地域で暮らす障害者のより良い生活と社会参加・人材育成やネットワークの強化を推進していくため「障害者総合相談支援センターにしのみや」を設置・運営しています。

エ 就労を希望している障害のある方が、長く働き続けることができるよう、一緒になって相談し支援する「障害者就労生活支援センターアイビー」を運営しています。（41P参照）

オ 障害を理解し、ちょっとした配慮や手助けができる人（あいサポーター）の養成や、障害のある人もない人も楽しめるスポーツやイベントなどを通して、お互いに認め合い、尊重し、支えあう共生社会を目指し「西宮市あいサポート運動」を進めます。

(11) 高齢者福祉事業

- ア 高齢者の地域社会への積極的な参加と健康づくり、生きがいを支援するために地域ごとに、いきいきサロンや敬老のつどいを実施しています。
- イ 認知症への理解を広めるために、認知症の人や介護する家族を温かく見守る応援者(サポーター)を育成する「認知症サポーター養成講座」を実施しています。
- ウ 「ふれあい配食事業」として、6地区において、要援護独居高齢者等を対象に週2回福祉施設及びボランティアの協力を得て配食（昼食）を実施しています。
- エ 高齢者及び認知症の家族介護者の集いや交流会の事務局を担っています。

(12) 生活困窮者自立相談支援事業

生活や就労に関する困りごとを抱えている方を対象に、解決に向けての取り組みプランと一緒に作成し、一人ひとりが地域で自分らしい生活ができるよう、ご本人はじめ、地域、各関係機関、団体と連携しながら支援を行っています。

(13) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯を対象とした生活福祉資金の貸付業務を行っています。

生活福祉資金貸付条件一覧

(令和3年4月現在)

資金の種類		貸付限度額	据置期間 (以内)	償還期間 (以内)
福祉資金	福祉費（注1）	5,800千円 ※資金用途に応じて上限目安額を設定	6ヵ月	20年 ※資金用途に応じて期間は異なります
	緊急小口資金（注2）	100千円	2ヵ月	12ヵ月
教育支援資金	教育支援費	高校 月35千円 高専・短大・専門学校 月60千円 大学 月65千円	6ヵ月	20年
		就学支度費	500千円	
総合支援資金 (注3)	生活支援費	単身世帯 月150千円 (3ヵ月以内) 複数世帯 月200千円 (3ヵ月以内)	6ヵ月	10年
		住宅入居費	400千円	
	一時生活再建費	600千円	6ヵ月	

- ・他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の生活を経済的に支える制度です。他の制度が利用できる場合、その制度を優先していただきます。
- ・貸付にあたっては、今後収入の見通しが立っており、償還計画が立てられることが条件となっております。なお、その他の条件については、資金の種類によって異なります。
- ・多額の負債を抱えている場合、自己破産手続き中もしくは弁護士等に債務整理を依頼中の場合は貸付ができません。
- ・この制度を利用して、他の負債への返済や社会保険料や税金の滞納分に充てることはできません。
- ・連帯保証人については、緊急小口資金を除き原則必要です。ただし、連帯保証人がいない場合でも貸付は可能です。
- ・貸付利率は、連帯保証人がいる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%となります。(教育支援資金については、連帯保証人がいない場合でも無利子です)

(注1) 福祉費の資金用途は下記のとおりです。

- ・ 生業を営むために必要な経費
- ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費
- ・ 福祉用具等の購入に必要な経費
- ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費
- ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費
- ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費
- ・ 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費
- ・ 冠婚葬祭に必要な経費
- ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費
- ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費
- ・ その他日常生活上一時的に必要な経費

(注2) 緊急小口資金の資金用途は下記のとおりです。

- ・ 医療費または介護費の支払いにより、臨時の生活費が必要な場合
- ・ 給料の盗難または紛失により生活費が必要な場合
- ・ 年金、保険、公的給付の支給開始までの生活費が必要な場合
- ・ 火災等の被災により生活費が必要な場合
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を利用する場合のみ、以下の事由に該当する場合は貸付対象となります。（自立相談支援事業を利用しないままで、以下の事由による貸付を受けることはできません）
- ・ 会社からの解雇、休業等による収入減のための生活費が必要な場合
- ・ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- ・ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき

(注3) 総合支援資金を利用する場合、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が必要です。

(14) 社会福祉センター「西波止会館」の設置・運営

地域福祉の拠点となるセンターとして、地域福祉のニーズに対応し運営しています。

(15) 総合福祉センターの運営・管理

西宮市から指定管理を受け、福祉の向上とふれあいの拠点として運営しています。(55P参照)

(16) 地域共生館「ふれぼの」

地域で暮らす障害のある人や子ども、高齢者など全ての人の居場所、交流拠点として地域住民や多様な主体と協働し、ネットワークを広げながら、「共生のまちづくり」に向けた様々な活動を展開しています。

(17) 募金活動

ア 日本赤十字社兵庫県支部西宮市地区として赤十字会員増強運動（5月）を実施しています。この運動により国際活動・災害救護・難民救護・医療事業・血液事業などの活動を行っています。また、災害見舞事業として火災・水害等により被害を受けた世帯に毛布・日用品セットを、亡くなられた方には見舞金を支給しています。

イ 兵庫県共同募金会西宮市共同募金委員会として共同募金運動(10月)及び歳末たすけあい運動(12月)を実施しています。この募金は県下の福祉施設整備や市内の多様な地域福祉活動の財源として活用されています。

13. その他の民間福祉活動

- (1) 西宮市ノーマライゼーション推進協議会（社会福祉協議会 共生のまちづくり課 31-3006）
国際障害者年のテーマである「完全参加と社会」の実現を目指し、昭和56年（1981年）1月に「西宮市国際障害者年推進協議会」が結成され、平成15年（2003年）5月に現在の名称に変更し、西宮市内の医療・福祉関係をはじめとする各種団体で活動しています。
すべての人の人権を守り、個性を尊重しあいながら共生する西宮のまちづくりを目指します。
主催事業としては、「にしのみや市民祭り」への参加、障害者週間イベントなどを開催し、ポスター等で啓発活動を進めていきます。
- (2) 公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団
障害者（児）・高齢者・母子・児童の福祉事業推進や社会福祉施設の整備事業など、社会福祉法人に対する助成を目的として、中央競馬会の馬主や関係者が資金を出し合って設立された財団で、本市関係の施設も、昭和45年度から助成を受けています。令和2年度には、備品購入のために2団体が2,500千円の助成を受けました。

2 医療費助成

1. 医療費助成制度のうごき（医療年金課 35-3131、高齢者医療保険課 35-3994）

西宮市の医療費助成制度は、健康保険適用分の自己負担額を公費で負担する制度として、昭和46年10月、75歳以上の高齢者を対象に発足し、さらに昭和48年8月に、乳児、障害者、母子の医療費について、社会保険被保険者本人（自己負担無）を除き助成対象とし、制度化しました。

国は、昭和48年1月に70歳以上の方および65歳以上の一定以上障害者を対象に老人医療費支給制度を創設し、自己負担を無料としました。その後、本格的な高齢化の到来にともなう医療費の急速な増加から制度のあり方についていろいろ検討された結果、国民の老後における健康の保持と医療の確保を図るため、昭和57年8月に老人保健法が制定され、昭和58年2月から70歳以上の人を対象に医療事業が実施されました。このため、老人保健法および老人医療費助成制度の受給者が医療を受けるときには、一部負担金を医療機関等に支払うこととなりました。障害をもつ65歳以上の方々には、一部負担金相当額を助成する高齢心身障害者特別医療費助成制度を設けました。昭和57年7月からは、障害者医療費助成制度の対象等級を4級まで拡大し、入院時の自己負担額を助成することとしました。

昭和59年10月には健康保険法等が改正され、社会保険被保険者本人にも医療費の一部負担金制度が導入されました。このため社会保険被保険者本人で障害のある方も障害者医療費助成制度の対象とし、制度の拡充をするとともに、平成4年7月から全制度を通じ社会保険被保険者本人でも受給できることとし、新たに、父子医療の制度を設け、福祉医療制度の充実・拡充化を図りました。

平成6年7月1日から0歳児のみの助成であった乳児医療を3歳未満児まで制度を拡大しました。

平成9年9月から健康保険法等の改正により、薬剤一部負担制度が導入されましたが、障害者、母子家庭等医療の受給者及び高齢心身障害者特別医療の対象者には、医療費助成の対象とし、助成することとしました。（老人保健法の薬剤一部負担制度は平成13年1月1日から、健康保険法の薬剤一部負担制度は平成15年4月1日から廃止されました。）

平成10年7月から、西宮市医療費助成条例の改正により、受給者のほかに配偶者・扶養義務者が受給資格要件の一つである所得制限の対象となりました。

3歳～5歳児が平成11年7月から、医療費助成の対象となり、入院時の自己負担額を助成することとなり、平成13年7月から外来時も医療費助成の対象となり、全年齢の外来1割の一部負担金が導入されました。

さらに、平成14年5月から、6歳義務教育就学前の幼児が医療費助成の対象になり、7月に0歳児は自己負担を無料としました。

平成14年10月に老人保健法が改正されたことに伴い、平成15年1月から老人医療の負担割合が老人保健法と同様に受給者及びその属する世帯の課税所得に応じて1割又は2割負担を導入し、また、高

額医療費支給制度は、老人医療受給者のみを対象に合算して判定することとなりました。

平成 17 年 7 月から老人医療を除く福祉医療に一部負担金が導入されました。ただし、乳幼児医療においては、3 歳未満児について自己負担がなくなりました。また、障害者医療の対象に精神障害者 1 級を加え、精神疾患を除く医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成 18 年 4 月から、児童手当法施行令の改正に伴い、乳幼児医療費助成制度と母子家庭等医療費助成制度の所得制限を引き上げました。また、同年 7 月から、高齢心身障害者特別医療費助成の現物給付化を実施しました。

平成 18 年 10 月から、老人保健法の改正に伴い、一部老人保健の対象者の負担額が変わりました。

平成 19 年 4 月から、乳幼児等医療費助成制度と改め、対象を小学 3 年生（9 歳）まで拡充しました。

平成 20 年 4 月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75 歳以上等の後期高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設され、老人保健に代わる新たな高齢者医療制度としてスタートしました。

平成 21 年 4 月から、乳幼児等医療費助成制度の対象を中学 3 年生（15 歳）まで拡大し、小学 4 年生から中学 3 年生については、入院時の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成 21 年 7 月には、県行財政構造改革に係る福祉医療費助成制度の見直しにより、全福祉医療費助成制度の所得制限の改定・老人医療を除く、福祉医療費助成制度の一部負担金の改定を行いました。

また、高齢心身障害者特別医療費助成制度が高齢障害者医療費助成制度と改められました。

平成 22 年 4 月から、乳幼児等医療費助成制度について、小学 4 年生から中学 3 年生の外来時自己負担額の一部も助成の対象となりました。

平成 22 年 7 月から、乳幼児等医療費助成制度について、中学 3 年生まで自己負担なしに拡充しました。

平成 23 年 6 月に、県行財政構造改革による新基準の経過措置が終了し、7 月から老人医療費助成制度の所得制限は市町村民税非課税世帯となりました。

平成 24 年 7 月には、県の「第 2 次行革プラン」に伴い、老人医療を除く福祉医療費助成制度の所得判定単位を世帯合算へと見直し、乳幼児等医療費助成制度の受給者のうち小学 4 年生から中学 3 年生までの制度名称をこども医療費助成制度と改めました。

また、精神障害の対象等級を 2 級へ拡大し、精神疾患を除く入院時の自己負担額の一部を助成することとしました。さらに、母子家庭等医療費助成制度の対象者を、子が高校等に在学中は 20 歳に達する月の末日までとし、県の基準と合わせました。

平成 26 年 4 月より、国における高齢者（70 歳から 74 歳）の自己負担割合が見直されることから、県の「第 3 次行革プラン」に伴い、平成 26 年 7 月より老人医療費助成制度の負担割合・負担限度額が改正されました。

また、母子家庭等医療費助成制度においても県の「第 3 次行革プラン」に伴い所得制限・一部負担金が改正されましたが、市の所得制限は据え置きとなりました。

また、障害者医療費助成制度の対象を精神障害者 2 級の外来へ拡充し、精神疾患を除く医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成 27 年 7 月から、乳幼児等医療費助成制度について、これまで所得制限により対象外となっていた義務教育就学前児童を助成対象に加え、医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

平成 29 年 7 月から、県の「最終 2 ヶ年行革プラン」に伴い、老人医療費助成制度を廃止し、高齢期移行医療費助成制度が創設されました。これに伴い要件が改められました。

令和 3 年 7 月から、乳幼児等医療費助成制度について、これまで所得制限により対象外となっていた小学 1 年生から小学 3 年生を助成対象に加え、医療費の自己負担額の一部を助成することとしました。

また、県の制度拡充に伴い全福祉医療費助成制度について、健康保険が適用される訪問看護療養費を助成することとしました。

2. 福祉医療費助成制度 (医療年金課 35-3131)

福祉医療費助成制度は、市民福祉の増進を図ることを目的として、兵庫県と県下全市町の共同事業として実施しています。老人、乳幼児等、こども、障害者、母子家庭等の各福祉医療費助成制度があります。

(関係法令 西宮市医療費助成条例 昭和46年9月27日実施 令和3年3月26日改正)

(令和3年7月1日現在)

区分	高齢期移行	乳幼児等・こども	障害者	母子家庭等(父子・遺児)	
対象	<ul style="list-style-type: none"> 65～69歳の者 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児～中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者1級～4級(4級は入院のみ) 療育手帳A、B1又はB2のうちIQ・DQ60以下か61以上で自閉症。 精神障害者1級、2級(精神疾患による医療費は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> 母(父)子家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校等に在学中の者は20歳に達する日の属する月の末日まで)の間にある児童とその児童を監護する母(父) 遺児で上記期間にある児童 	
所得制限等	区分Ⅰ 市町村民税非課税世帯で世帯全員の所得がなく(年金収入からの控除額は80万円とする)、本人は年金収入80万円以下 区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯で要介護2以上の認定を受けている者 《経過措置》 昭和27年6月30日以前生まれ 区分Ⅰ 上記区分Ⅰと同じ 区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯の者	下記の者それぞれの、市町村民税所得割額の合計が、23万5千円未満			
		<ul style="list-style-type: none"> 扶養義務者(父母等)(0歳児は所得制限なし1歳児から小学3年生までは所得により助成内容が異なる) 	<ul style="list-style-type: none"> 本人、配偶者、扶養義務者 	<ul style="list-style-type: none"> 母又は父、扶養義務者等 	
一部負担金	区分Ⅰ	負担割合 2割 負担限度額 外来 8,000円 入院等 15,000円	特定注1 <ul style="list-style-type: none"> 外来 1医療機関毎に1日800円限度(月2回まで) 入院 1割負担(1医療機関の限度額月3,200円) 	低所得注2 <ul style="list-style-type: none"> 外来 1医療機関毎に1日400円限度(月2回まで) 入院 1割負担(1医療機関の限度額月1,600円) 	低所得注2 <ul style="list-style-type: none"> 外来 1医療機関毎に1日400円限度(月2回まで) 入院 1割負担(1医療機関の限度額月1,600円)
	区分Ⅱ	負担割合 2割 負担限度額 外来 12,000円 入院等 35,400円	一般 <ul style="list-style-type: none"> 自己負担なし 	一般 <ul style="list-style-type: none"> 外来 1医療機関毎に1日600円限度(月2回まで) 入院 1割負担(1医療機関の限度額月2,400円) 	一般 <ul style="list-style-type: none"> 外来 1医療機関毎に1日800円限度(月2回まで) 入院 1割負担(1医療機関の限度額月3,200円)
対象人員 7月末現在	427人	乳幼児等 37,724人 こども 16,090人	6,168人	4,619人	
県参考制度	<ul style="list-style-type: none"> 65歳～69歳の者 所得制限 市町村民税非課税世帯で世帯全員の所得がなく(年金収入からの控除額は80万円とする)、本人は年金収入80万円以下 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得80万円以下かつ要介護2以上の認定を受けている者 《経過措置》 昭和27年6月30日以前生まれ <ul style="list-style-type: none"> 所得制限 市町村民税非課税世帯で世帯全員の所得がなく(年金収入からの控除額は80万円とする)、本人は年金収入80万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児～中学3年生(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 所得制限 扶養義務者(父母等)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満(0歳児は所得制限なし) 一部負担金 (乳幼児等(小学3年生まで)) 外来:1医療機関毎に1日800円(低所得の者は600円)限度(月2回まで) 入院:1割負担 1医療機関の限度額月3,200円(低所得の者は月2,400円) (こども(小学4年生～中学3年生)) 2割負担 	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者1級～2級 療育手帳A判定 精神障害者1級(精神疾患による医療費は対象外) 所得制限 本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市町村民税所得割額の合計が、23万5千円未満 	<ul style="list-style-type: none"> 母(父)子家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校等に在学中の者は20歳に達する日の属する月の末日まで)の間にある児童とその児童を監護する母(父) 遺児で上記期間にある児童 所得制限 母等扶養義務者の所得19万円未満扶養親族数に応じて制限額を増額 	

注1 1歳児から小学3年生までのうち、所得基準額(扶養義務者(父母等)の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者

注2 本人・配偶者・扶養義務者(所得制限対象者)それぞれが、市町村民税非課税で年金収入を加えた所得が80万円以下の場合

<高齢障害者医療費助成制度>

(令和3年7月1日現在)

項目	内 容	参考 県の制度
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で次の要件に該当する後期高齢者医療制度及び身体障害者手帳4級を所持する高齢期移行医療費助成制度の対象者 ア 身体障害者1～4級(4級は入院のみ) イ 療育手帳 A.B1 又は B2 のうち IQ・DQ60以下か61以上で自閉症 ウ 精神障害者1級、2級 (精神疾患による医療費は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上で次の要件に該当する後期高齢者医療制度による医療の対象者 ア 身体障害者1～2級 イ 療育手帳 A 判定 ウ 精神障害者1級 (精神疾患による医療費は対象外)
所得制限	・本人、配偶者、扶養義務者それぞれの市町村民税所得割額の合計が23万5千円未満	
助成の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現物給付(一部負担金は障害者医療と同じ) ・現物給付できない場合レセプト確認による償還給付 	
対象人員	6,871人(令和3年7月末現在)	

(関係法令 西宮市高齢障害者医療費助成要綱 昭和59年7月1日実施 令和2年7月1日改正)

(1) 助成状況

	年度	1カ月平均 受給者数 (人)	助成件数 (件)	助成額 (千円)	1件当り 助成額 (円)	1人当り 助成額 (円)	1人当り 助成件数 (件)
高齢期移行	R1	932	25,678	38,320	1,492	41,116	27.6
	R2	638	16,842	25,262	1,500	39,596	26.4
乳幼児等	R1	35,215	662,133	1,207,184	1,823	34,280	18.8
	R2	34,333	485,657	874,486	1,801	25,471	14.1
こども	R1	16,796	223,980	553,141	2,470	32,933	13.3
	R2	16,361	172,049	449,408	2,612	27,468	10.5
障害者	R1	5,980	125,481	676,457	5,391	113,120	21.0
	R2	6,057	124,976	660,706	5,287	109,081	20.6
母子家庭等	R1	4,816	59,225	158,601	2,678	32,932	12.3
	R2	4,727	58,689	148,429	2,529	31,400	12.4
高齢障害者	R1	7,215	150,449	注(637,353) 458,368	3,047	63,530	20.9
	R2	7,085	137,613	注(596,293) 421,179	3,061	59,447	19.4

注：()内の数値は後期高齢者医療の高額療養費・高額介護合算療養費分を含む。

(2) 医療費助成経費予算 (令和3年度)

(単位:千円・人)

	予算額			県補助金等	差引市 負担額	対象人員 (人)
	助成額	その他経費	合計			
高齢期移行	25,625	715	26,340	7,117	19,223	625
乳幼児等	1,293,837	43,060	1,336,897	297,148	1,039,749	39,434
こども	569,193	14,070	583,263	111,701	471,562	16,377
障害者	658,722	6,369	665,091	223,664	441,427	6,113
母子家庭等	166,680	3,446	170,126	30,902	139,224	4,630
高齢障害者	632,562	7,173	639,735	320,092	319,643	7,046
福祉医療事務経費	-	80,691	80,691	-	80,691	-
合計	3,346,619	155,524	3,502,143	990,624	2,511,519	74,225

3 年金

1. 国民年金 (医療年金課 国民年金チーム 35-3123・3124)

(関係法令 国民年金法)

(1) 拠出制国民年金

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人(外国人を含む)は、国民年金の加入者(被保険者)となります。

ア 被保険者の種類

① 強制加入者(必ず加入しなければならない人)

被保険者の種類	加入する人	保険料の納め方
第1号被保険者	日本国内に住所がある農業、自営業、学生などで、20歳以上60歳未満の人	日本年金機構から送付される納付書で金融機関・コンビニエンスストアなどの窓口で納めるか、口座振替、電子納付、クレジットカード支払で納めます。
第2号被保険者	厚生(共済)年金に加入している人	給料引去
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人	自分で納める必要はありません。第2号被保険者である配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合が負担します。

② 任意加入者(希望で加入できる人)

(ア) 日本国籍があり、外国に住んでいる20歳以上65歳未満の人

(イ) 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人

(ウ) 日本国内に住所があり、60歳未満で厚生年金保険や共済組合などの老齢(退職)年金を受けている人

※高齢任意加入の特例

昭和40年4月1日以前に生まれた人で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の(1)日本国内に住所のある人、または(2)日本国籍があり外国に住んでいる人

イ 給付の内容

老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類

このほか自営業者などの第1号被保険者には、独自給付として付加年金、寡婦年金及び死亡一時金があります。

ウ 保険料（1カ月あたり）

定額保険料 令和3年度 16,610円 付加保険料 400円…希望者のみ

エ 加入状況

(各年度末：人)

年度	区分	被保険者数			付加年金 加入者	
		1号		3号		
		強制	任意			
R1		55,516	1,039	42,455	99,010	3,469
R2		56,043	1,060	41,264	98,367	3,567

オ 受給者数

(各年度末：人)

年度	区分	老齢基礎 年金等	障害基礎 年金等	遺族基礎年金等	合計
		R1	108,901	1,524	
R2		110,204	1,557	130	111,891

(2) 無拠出制国民年金

障害基礎年金

20歳になるまでに初診日のある病気やケガが原因で、65歳になるまでに国民年金法に定める1級又は2級の障害の状態になったときに支給されます。

※ただし、本人の所得が限度額を超えるときや、他の公的年金等を受けられるときなどは、全部又は一部が支給停止になる場合があります。

<年金額・支給月>

	障害基礎年金
年金額 (令和3年4月現在・年額)	1級 976,125円 2級 780,900円
支給月	2月・4月・6月・8月・10月12月

<受給者数>

(各年度末：人)

年度	区分	障害基礎年金
	R1	3,436
	R2	3,538

2. 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害のある人を対象に、福祉的措置として「特別障害給付金」制度が創設されました。(平成17年4月施行)
(関係法令 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律)

(1) 支給対象者

いずれも初診日当時、国民年金に任意加入していなかった人で、65歳に達する日の前日までに、その傷病により障害基礎年金1・2級に該当する障害状態になった人で、次のいずれかに該当する人

ア 初診日が平成3年3月以前で、当時学生だった人

イ 初診日が昭和61年3月以前で、当時厚生年金・共済組合などの被用者年金各法の被保険者の配偶者だった人など

(2) 支給額 (令和3年4月現在)

1級 月額 52,450円 2級 月額 41,960円

※ただし、本人の所得による支給制限、また、老齢年金等の受給者には支給制限があります。

(3) 受給者数

(各年度末：人)

年度	区分	特別障害給付金
	R1	38
	R2	34

3. 外国人等障害者特別給付金

<対象> 制度的な理由により障害基礎年金等が受けられない外国人などで、1～3級の身体障害者手帳かA・B1判定の療育手帳又は1～2級の精神障害者保健福祉手帳を持ち、次のいずれかにあてはまる人

- ① 昭和57年1月1日前に20歳に達しており、同日現在、日本国内で外国人登録していた外国人などで、同日前に障害の初診日がある人
- ② 昭和61年4月1日前の海外滞在中に障害の初診日がある人

<給付月額> (令和3年4月現在)

- ① 重度障害者(1・2級の身体障害者手帳又はA判定の療育手帳若しくは1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人) 81,342円
- ② 中度障害者(3級の身体障害者手帳又はB1判定の療育手帳若しくは2級の精神障害者保健福祉手帳を持っている人) 32,537円

ただし、公的年金を受給中の人、生活保護等を受けている人、一定以上の所得がある人については、不支給または一部支給となる場合があります。

(関係法令 西宮市外国人等障害者特別給付金支給要綱 平成6年4月1日実施 令和2年4月1日改正)

<受給者数>

(各年度末：人)

年度	区分	外国人等障害者特別給付金
	R1	5
	R2	5

4. 外国人等高齢者特別給付金

<対象> 制度的な理由により老齢基礎年金等が受けられない、大正15年4月1日以前に生まれた外国人などで、次のいずれかにあてはまる人。

- ① 昭和57年1月1日現在、日本国内で外国人登録をしていた人
- ② 昭和57年1月1日前に日本国内で外国人登録をしており、昭和36年4月1日以後に日本国籍を取得した人
- ③ 長期間海外に住んでおり、昭和36年4月1日以後に日本に帰国した人

<給付月額> (令和3年4月現在) 33,340円

ただし公的年金や外国人等障害者特別給付金を受給中の人、生活保護等を受けている人、一定以上の所得がある人については、不支給または一部支給となる場合があります。

(関係法令 西宮市外国人等高齢者特別給付金支給要綱 平成8年4月1日実施 令和2年4月1日改正)

<受給者数>

(各年度末：人)

年度	区分	外国人等高齢者特別給付金
	R1	4
	R2	1